

東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例の一部を改正する条例

東大和市小規模企業近代化資金利子補給条例（昭和58年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号イ中「独立開業資金」を「創業資金及び特定創業資金（創業資金のうち、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項第1号に規定する認定特定創業支援等事業による支援を受けた者に対する融資資金であつて、市長が別に定めるところにより融資のあつせんを行うものをいう。以下同じ。）」に改める。

第3条第2項第1号中「（独立開業資金に準ずる資金は除く。）」を削り、同項第5号中「運転資金」の次に「及び創業資金」を、「設備資金」の次に「及び特定創業資金」を加え、「、独立開業資金に準ずる資金にあつては5年以内」を削り、同号を同項第6号とし、同項第4号中「運転資金」の次に「及び創業資金」を、「設備資金」の次に「及び特定創業資金」を加え、「、独立開業資金に準ずる資金にあつては500万円以下」を削り、同号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「市税」を「市税等」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）前号の規定にかかわらず、創業資金又は特定創業資金に準ずる資金の融資を受けている小規模企業者にあつては、主たる事務所又は事業所を市の区域内に有している者であること。

第3条第3項中「第4条」を「次条」に改め、同項第1号中「記録されていること」の次に「（創業資金及び特定創業資金に準ずる資金を除く。）」を加え、同項第2号中「市税」を「市税等」に改める。

付則に次の1項を加える。

（独立開業資金の廃止に伴う経過措置）

5 当分の間、第2条第3号アに掲げる資金には、東大和市小口事業資金融資条例の一部を改正する条例（令和2年条例第 号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる独立開業資金が含まれるものとする。

附 則

この条例は、令和2年11月1日から施行する。